

# 令和8年度旭川市農業委員会1回総会議事録

- 1 開催日 令和8年4月24日(金曜日)
- 2 開催時間 午後4時30分開会 午後5時00分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 24名
  - 1番 橋本 幸博
  - 2番 北原 浩美
  - 3番 松原 朗
  - 4番 吉田 豪人
  - 5番 市田 敏行
  - 6番 佐藤 絢也
  - 7番 佐藤 慎二
  - 8番 川上 和幸
  - 9番 小出 範之
  - 10番 中島 張
  - 11番 楠 栄
  - 12番 請川 幹恭
  - 13番 石尾 卓也
  - 14番 柿木 和恵
  - 15番 廣田 健太郎
  - 16番 廣瀬 康行
  - 17番 小竹 一茂
  - 18番 山中 泰典
  - 19番 千代 圭
  - 20番 佐藤 博則
  - 21番 高橋 一政
  - 22番 前田 靖雄
  - 23番 山田 孝
  - 24番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員
  - 11番 湯浅 光二
  - 15番 只石 博幸
  - 23番 鈴木 剛
- 6 事務局職員 林事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹  
藤永副主幹 渡辺主査 斉藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 24番 高橋 一政 25番 前田 靖雄
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
  - (3) 議案第3号 旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
  - (4) 議案第4号 旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
  - (7) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
  - (8) 報告第4号 現地目証明願について(専決)
  - (9) 報告第5号 令和7年度旭川市農業委員会活動報告について
  - (10) 報告第6号 令和8年度旭川市農業委員会予算について

10 議事 ただいまから、令和8年度旭川市農業委員会第1回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は24名でございます。

○議長（山田 孝） 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。  
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、11番湯浅委員、15番只石委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
議席番号24番高橋委員、25番前田委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。  
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。  
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。  
議案書の該当ページは1ページないし7ページでございます。  
御審議いただきますのは、所有権移転が13件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が2件の合計16件でございます。  
地区の内訳は、所有権移転が、東鷹栖地区1件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区5件、東旭川地区5件、賃貸借権の設定が、東旭川地区1件、使用貸借権の設定が、東旭川地区1件となっております。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
  
番号11番及び12番につきましては、廣田委員に関係がありますので、廣田委員は発言及び表決についてはお控え願います。  
それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 議案書5ページの番号11番及び6ページの番号12番につきましては、

譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

本件につきましては、議案補足資料1 1ページ及び1 2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、番号1 1番及び1 2番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員（市田 敏行） 5番市田です。  
番号1 1番は宅地ではなくて、畑か。
- 事務局（西村副主幹） 登記地目は宅地となっておりますが、現況地目は畑であるため、農地法第3条の許可が必要となっております。
- 議長（山田 孝） ほかに御意見、ご質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号1 1番及び1 2番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 番号1番及び2番、6番ないし8番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。  
番号3番ないし5番、9番及び10番、13番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。  
番号14番につきましては、貸主が所有する農地をその子が設立した法人に貸付ける案件でございます。  
番号15番につきましては、貸主の労働力不足のため、借主へ農地を無償で貸し付ける案件でございます。  
番号16番につきましては、集積計画による賃貸が満了したため、貸主があらためて借主へ無償で貸し付ける案件でございます。  
いずれも、議案補足資料1ページないし10ページ、13ページないし16ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは、番号1番ないし10番、13番ないし16番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、番号1番ないし10番、13番ないし16番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(渡辺主査) 日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは9ページないし87ページでございます。

本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画の案を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、利用権設定が132件、そのうち130件が賃貸借権、2件が使用貸借権となっております。

地区の内訳ですが、東鷹栖地区が27件、永山地区が4件、江神地区が29件、西神楽地区が23件、東旭川地区が49件、面積は367.36haでございます。

以上でございます。

---

○議長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号18番及び番号19番につきましては、中島委員に関係がありますので、中島委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

- 事務局（渡辺主査） 議案書の24ページの番号18番及び番号19番の2件は、いずれも借主変更によるものでございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号18番及び番号19番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号18番及び番号19番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。  
引き続き、議事参与の制限がある案件について、先に審議いたします。  
番号37番ないし番号39番につきましては、北原委員に関係がありますので、北原委員は、発言及び表決についてはお控え願います。  
それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（渡辺主査） 議案書の35ページおよび36ページの番号37番ないし番号39番の3件は、いずれも期間満了再設定によるものでございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号37番ないし番号39番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号37番ないし番号39番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。  
引き続き、議事参与の制限がある案件について、先に審議いたします。  
番号40番ないし番号42番につきましては、佐藤慎二委員に関係がありますので、佐藤慎二委員は、発言及び表決についてはお控え願います。  
それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（渡辺主査） 議案書の36ページないし38ページの番号40番ないし番号42番の3件は、いずれも期間満了再設定によるものでございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号40番ないし番号42番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、番号40番ないし番号42番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、議事参与の制限がある案件について、先に審議いたします。

番号44番につきましては、廣瀬委員に関係がありますので、廣瀬委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (渡辺主査) 議案書の39ページの番号44番は、期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます

○議長 (山田 孝) それでは、番号44番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、番号44番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、議事参与の制限がある案件について、先に審議いたします。

番号63番及び番号82番ないし番号89番につきましては、滝川委員に関係がありますので、滝川委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (渡辺主査) 議案書の50ページの番号63番、ページが飛んで59ページないし63ページの番号82番ないし番号89番の9件は、全て期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長 (山田 孝) それでは、番号63番、番号82番ないし番号89番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、番号63番、番号82番ないし番号89番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、議事参与の制限がある案件について、先に審議いたします。

番号111番につきましては、請川委員に関係がありますので、請川委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の75ページ、番号111番は、期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号111番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号111番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、議事参与の制限がある案件について、先に審議いたします。

番号122番につきましては、廣田委員に関係がありますので、廣田委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の82ページ、番号122番は、期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号122番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号122番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議事参与制限を除く112件についてご説明します。

農地売買等事業貸付タイプの賃貸借が4件、期間満了再設定が46件、借主

変更が33件、解約再設定が17件、稼働力不足による一部貸付が8件、稼働力不足による全地貸付が4件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の20件を除いた112件について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第3議案第3号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を御説明いたします。

該当ページは、議案書の89ページ、議案補足資料が17ページでございます。

本件は令和元年に全国で発生した農業委員の不祥事を受けて、全国農業委員会会長代表者集会において決議された、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせに関するものです。

北海道農業会議からは毎年度、各農業委員会で決議を行い、審議内容を議事録に残して公表するように求められていることから、今月の総会で決議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

---

○事務局（齊藤主任） 日程第4議案第4号「旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

該当ページは、議案書が91ページ、議案補足資料が18ページないし19ページでございます。

農業委員会事務処理手数料の見直し案については、令和8年3月25日開催の令和7年度旭川市農業委員会第12回総会で報告し、「4月下旬に最終案の取りまとめ、6月に議会への関連議案の提案が予定」されていることを御説明いたしました。

本日決定した最終案は、前回報告した案と同じであることから、手数料条例の一部を改正する条例をこのように定めるものとします。

また、改正後の手数料は、令和8年10月1日から適用する予定ですが、周知期間を概ね3か月間確保するため、令和8年第2回定例会に提案するものとします。

なお、旭川市長の権限に属する事務の一部は農業委員会の職員が補助執行するものとされていますが、条例改正に係る発議は含まれていないことから、議会に案件を提出するよう旭川市長に依頼するものです。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは93ページ及び99ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に12件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区2件、永山地区2件、江神地区2件、西神楽地区2件、東旭川地区4件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第6報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは101ページ及び102ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に29の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料8ページないし25ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（斉藤主任） 日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは103ページないし115ページでございます。

本件につきましては、東鷹栖地区で3件、永山地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で26件、合計で32件でございました。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長(山田 孝) 次に、日程第8報告第4号「現地目証明願について(専決)」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局(齊藤主任) 日程第8報告第4号「現地目証明願について(専決)」を御説明いたします。  
議案書の該当ページは117ページ及び118ページでございます。  
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が6件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第5号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。  
以上でございます。

○議長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第4号を終わります。

---

○議長(山田 孝) 次に、日程第9報告第5号「令和7年度旭川市農業委員会活動報告について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局(藤永副主幹) 日程第9報告第5号「令和7年度旭川市農業委員会活動報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは119ページ、議案補足資料は49ページないし51ページでございます。  
本件は昨年度策定した活動計画の報告であります。ほぼ計画に沿った活動を行うことが出来ました。  
農業者年金対策の推進につきましては、お忙しい中、訪問活動を行っていただいた委員の皆様のご御尽力により、新規加入者数が7人となっております。  
その他活動項目につきましては、実績に伴う数値等を記載しておりますので、御確認ください。  
以上でございます。

○議長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第5号を終わります。

---

○議長(山田 孝) 次に、日程第10報告第6号「令和8年度旭川市農業委員会予算について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局(斉藤) 日程第10報告第6号「令和8年度旭川市農業委員会予算について」を御説明いたします。議案書の該当ページは121ページ、議案補足資料は52ページでございます。  
前年度と比較して、歳入は1,027,000円増23,571,000円、歳出は692,000円増の39,306,000円となっております。歳入と歳出の差額15,735,000円は、市費で賄うことになります。  
以上、歳入歳出に増減している項目はありますが、農業委員会が活動するための予算は確保されています。  
以上でございます。

○議長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第6号を終わります。

---

○議長(山田 孝) 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和8年度旭川市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

---

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

高橋 一政

署名委員

前田 靖雄